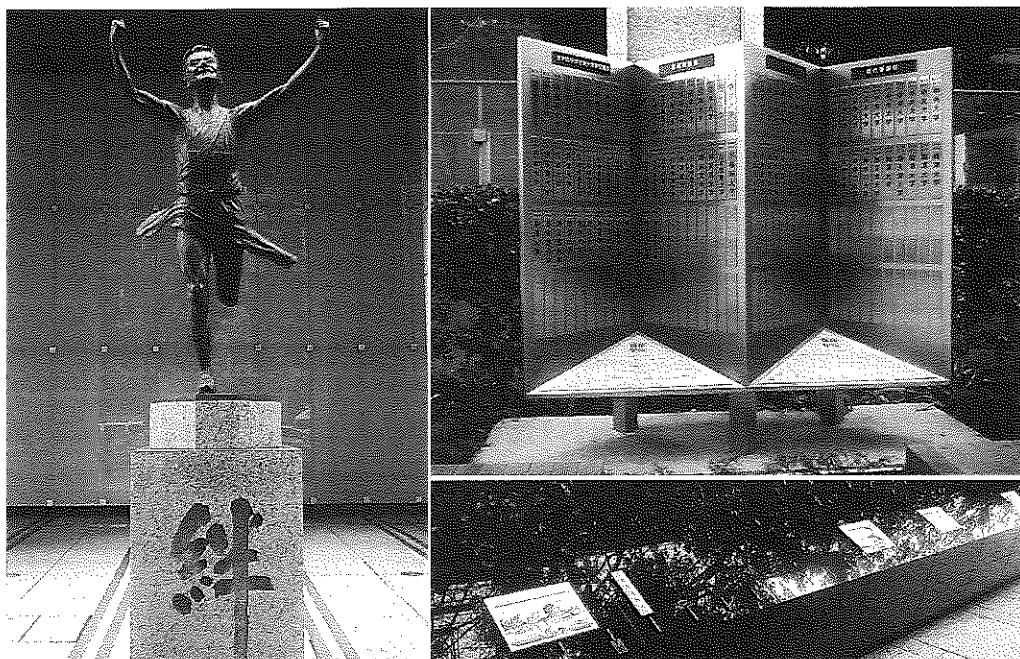


平成 29 年
1 月 1 日
第 118 号

全植検協通報

《 発 行 》
一般社団法人全国植物検疫協会
東京都千代田区内神田 3-4-3
Tel 03(5294)1520



大手町にある箱根駅伝の記念の銅像（左）、歴代優勝校（右上）、コース紹介（右下）

新年を迎えて

会長 花島 陽治

新年明けましておめでとうございます。年の始めにあたり会員並びに関係者の皆様にとって本年が良い年でありますよう心からお祈りいたします。

また、皆様からは当協会へ特段のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、経済をめぐる動きでは安倍内閣の推進する TPP の我が国の国会承認は進展したものの米国政治情勢の変化により全体としては先行きの不透明化が起こり、また、農政では全農を中心とする農協改革が大きな政治課題となるなど内外で変動の多い年となりました。

我が国の植物検疫では、昨年は輸入検疫の対象となる病害虫等に関する第 4 次改正が実施され、その施行が段階的に行われました。また、9 月からは北海道でジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除が開始され、他方、奄美大島に発生したミカンコミバエ種群についてはその根絶が確認され、7 月には緊急防除が解除されるなど、引き続

き話題の多い一年となりました。一方、一層の農林水産物輸出拡大を目指す動きの中で植物防疫官の緊急増員などの輸出植物検疫体制の拡充も進められたところであります。

今回の第 4 次改正に伴う当協会業務への影響は大きくないとはいえ、会員である協会の多くは木材輸入量や消毒数量の減少等に伴う業務量減少に直面していること、また、輸出用こん包材の消毒証明事業は一定の規模に落ち着きつつあるものの、消毒証明書の発行件数の減少傾向が続いていることから当協会の経営は厳しさを増しております。今後とも経費の節減などを通じ健全な運営に努めていきたいと考えております。

このような状況の下においても昨年 1 年間の業務を無事に終了できたことは、ひとえに会員各位のご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。

今後とも皆様のご指導、ご支援をよろしくお願い致します。

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業（新規）の予算要求

植物防疫課は、農林水産業の輸出力強化戦略に関連し平成 29 年度の新規予算として「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業」を要求している。本事業は検疫や防除の専門家を組織化した上で、産地等の要請に応じて適切な専門家を派遣等することにより、産地の実態を踏まえた輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の確立・導入に向けた技術的指導を実施しようとするもので、平成 29 年度の要求額は 1 億 700 万円で同年度から 3 か年の実施を想定している。事業実施主体は民間団体等とされており、植物検疫関係団体もその候補になるものと考えられる。

具体的な事業内容は、大きく二つに分かれ、一つは専門家の登録・組織化、相談受付等の体制整備事業であり、もう一つは専門家による産地サポート支援事業となっている。専門家の登録・組織化、相談受付等では検疫や防除の専門家を登録・組織化し、相談窓口を開設・運営するとともに、

相談者の要望を踏まえて選定された専門家は相談者が抱える課題や輸出に関する意向等を聴取して産地・事業者カルテを作成することが求められている。また、専門家による産地サポート支援では専門家が産地に赴き、輸出先国の検疫条件および残留農薬基準を満足させるよう、産地・事業者カルテに基づき、栽培体系、農作物の生育状況、病害虫の発生状況等、産地の実態に応じて継続的に技術的指導を実施することが想定されている（下図参照）。

本事業では上記のような検疫や防除の専門家から構成されるサポート体制の整備により、産地における輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の確立・普及を図ることが目標となっている。

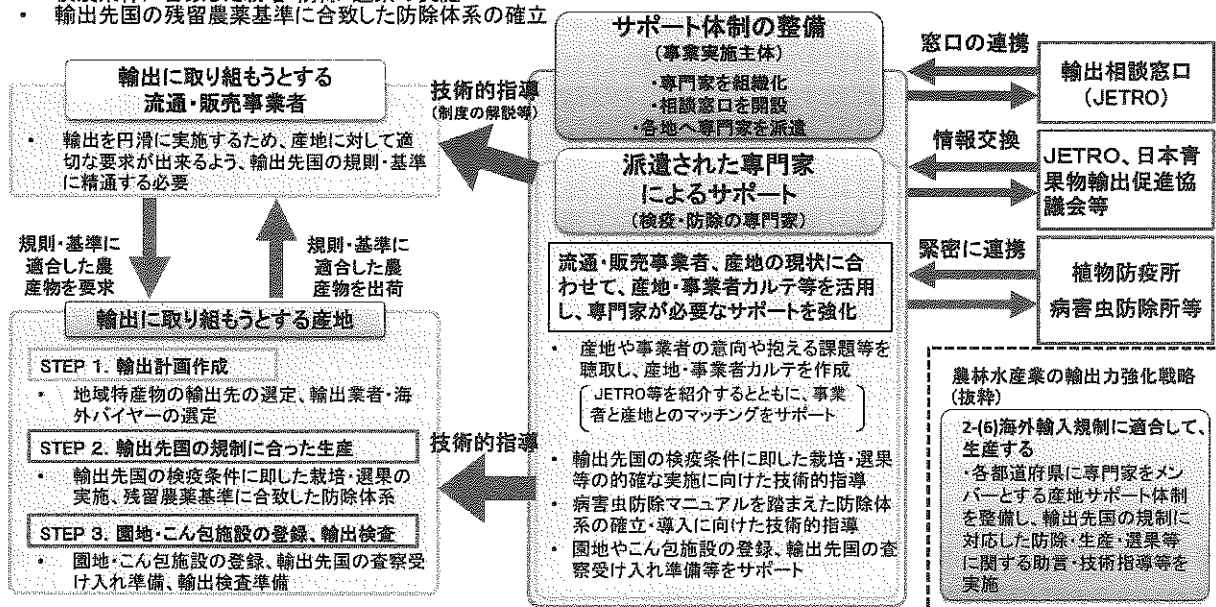
このように本事業は、関係の専門家の助言等が期待されているものであるところから検疫関係の専門家の積極的な参加も期待されているものと考えられる。

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業

平成28年5月に取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に則し、検疫や防除の専門家から構成されるサポート体制を整備し、産地・流通・販売事業者の状況に合わせたきめ細やかな技術指導等を行うことにより、輸出先国の規制・条件に合った生産を推進。

農産物の円滑な輸出に向けた課題

- ・ 検疫条件に合致した栽培・防除・選果の実施
- ・ 輸出先国の残留農薬基準に合致した防除体系の確立



(農林水産省ホームページから)

輸入検疫の対象となる病害虫及び輸入植物検疫措置の見直し（第 4 次改正）に伴う植物防疫法施行規則改正の施行について

輸入検疫の対象となる病害虫及び輸入植物検疫措置の見直し（第 4 次改正）に関連する植物防疫法施行規則の改正は、平成 28 年 5 月 24 日に公布され、規制の対象地域や対象植物の削除等に係る部分は即日施行、1 年間の周知期間が設けられた栽培地検査に係る改正部分を除いて、平成 28 年 11 月 24 日から施行された。

今回の施行の概要は、次のとおりである。

（1）検疫有害動植物の指定（規則別表 1 の関係）

今回、これまで暫定的検疫有害動植物とされていた有害動物 7 種及び有害植物 6 種、計 13 種が指定（追加）された。このうち、4 種の節足動物、1 種の線虫及び 2 種の細菌が以下に述べる検疫措置の対象に同時に追加された。

（2）輸出国での栽培地検査対象の検疫有害動植物に係る見直し（規則別表の 1 の 2 関係）

Potato spindle tuber viroid（ジャガイモやせいもウイルス）、*Pepino mosaic virus* 等 8 種のウイルス、ウイルス及び *Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*（スイカ果実汚斑細菌病菌）を栽培地検査の対象から除外され、輸出国での植物検疫措置（精密検査等）（規則別表 2 の 2）へ移設された（詳細は（4）の①参照）。なお、第 4 次改正では新たにトマトキバガ、ブドウオオハリセンチュウ、カンキツ類てんぐ巢病菌など 10 種の検疫対象有害動植物が栽培地検査対象として追加されているが、その部分は平成 29 年 5 月 24 日の施行となっている。

（3）輸入禁止対象植物及び・又は対象地域の追加・見直し（規則別表 2 の関係）

計 10 種について、輸入禁止の対象とする地域及び植物が見直された。

- ①対象地域及び植物の見直し：チチュウカイミバエ、アリモドキゾウムシ、火傷病菌
- ②対象植物の見直し：ミカンコミバエ種群
- ③対象地域の見直し：イモゾウムシ、ジャガイモシストセンチュウ等 5 種
- ④対象地域の国名表記の変更：グルジア→ジョージア

（4）輸入禁止対象とする地域及び植物及びその除外基準の見直し（規則別表 2 の 2）

特定の検疫有害動植物の寄主（宿主）植物が輸入禁止の対象となっているが、当該植物が一定の基準（除外基準という。）を満たせば輸入可能となる。これまで、8 種の検疫有害

動植物について除外基準が設けられていたが、今回の施行で 23 種の輸入禁止対象検疫有害動植物が加わり、合計 31 種となった（詳細は別表のとおり）。

①輸出国での栽培地検査対象（規則別表 1 の 2）の見直しに伴い 9 種の有害植物が輸出国での特別な植物検疫措置（遺伝子診断等を利用した検査）の対象に移設及び既設の除外基準の組み替えが行われた。なお、これに関連して 6 種の検疫有害動植物が対象地域及び対象植物の見直し又は対象植物の見直しが併せて行われた。

②輸出国での特別な措置（遺伝子診断等を利用した検査）の対象とする有害植物に計 3 種を追加。

③輸出国での特別な措置（無発生地域の設定又は検疫処理）の対象とする検疫有害動植物に 5 種を追加。

④輸出国での特別な措置（無発生地域の設定及び遺伝子診断等を利用した検査）の対象とする有害植物に *Pseudomonas syringae* pv. *actinidae* biovar3 を追加。

⑤輸出国での特別な措置（指定検査）の対象に有害動植物 11 種を追加。

以上についての除外基準は、輸出国における特別な検疫措置の実施及びその旨の植物検査証明書への追記要求である。

今回第 4 次改正により、栽培地検査要求対象は 9 種除外されるものの新たに 10 種追加され、また除外基準の設定されたものが 8 種から 31 種に大幅に増加した。そのため、関係する検疫措置要求は極めて多種多様となり、その内容を確認することには困難が伴うことは容易に想像できる。これらに的確に対応できるよう、植物防疫所はそのホームページに「輸入条件に関するデータベース（日本語版・英語版：<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>）を構築して輸入関係者の便宜を図っている。

別表 輸入禁止から除外するための基準となる輸出国への要求事項（別表 2 の 2 関係）

検疫対象有害動物植物 (検疫有害動物植物名の前の数字は別表 2 の 2 の項番)	対象となる主な植物	要求事項(輸出国での特別な検疫措置 実施及び検査証明書への追記)
①栽培地検査要求から移設されたもの(ウイルス・ウィロイド8種、細菌1種)		
24 <i>Potato spindle tuber viroid</i> (『ヤカ』代やせいもり印付)	とうがらし、トマトばれいしょ及びペチュニア属の種子(以下、「栽培の用に供するもの」をいう。) 寄主の生植物(以下、「種子及び果実を除き、栽培の用に供し得るもの」をいう。)(既定のもの)	輸出国での遺伝子診断等を利用した検査の実施
25 <i>Pepino mosaic virus</i>	トマトの種子並びにトマト、ばれいしょ及びペピーノの生植物 その他の寄主の生植物(既定のもの)	
26 <i>Columnnea latent viroid</i>	トマトの種子及びトマトの生植物 その他の寄主の生植物(既定のもの)	
27 <i>Mexican papita viroid</i>	トマトの生植物 ソラヌム・カルディフィルム(既定のもの)	
28 <i>Tomato apical stunt viroid</i>	トマトの種子及び生植物 その他の寄主の生植物(既定のもの)	
29 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>	トマト及びペチュニアの種子及びトマトの宿主の生植物 その他の寄主の生植物(既定のもの)	
30 <i>Pepper chat fruit viroid</i>	とうがらし属植物の種子並びにとうがらし及びトマトの生植物	
31 <i>Tomato planta macho viroid</i>	トマトの生植物	
19 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚染細菌病)	きゅうり、すいか等の9種の植物の種子	輸出国での無発生地域の設定又は遺伝子診断等を利用した検査の実施
②新たに遺伝子診断等を利用した検査を要求したもの(有害植物3種)		
20 <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	寄主となる生植物(以下、「種子及び果実を除き、栽培の用に供するもの」をいう。)	輸出国での無発生地域の設定・遺伝子診断等を利用した検査の実施
22 <i>Spiroplasma citri</i>	寄主となる生植物	輸出国での遺伝子診断等を利用した検査の実施
23 <i>Xylella fastidiosa</i>		
③新たに無発生地域の設定又は検疫処理要求をしたもの(有害動物5種、有害植物1種)		
1 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナリアガハ I)	寄主となる植物の生果実	農水省消費・安全局植物防疫課長の認定を受けた作業計画に基づく輸出国での無発生地域の設定又は検疫処理の実施
2 <i>Anastrepha grandis</i> (ミナ I 科の一種)		
3 <i>Anastrepha ludens</i> (ミナリアガハ I)		
4 <i>Anastrepha obliqua</i> (ミナリアガハ I)		
5 <i>Anastrepha suspensa</i> (ミナリアガハ I)		
21 <i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar 3 (キウイフルーツかいよう病菌psa3)	キウイフルーツ、さるなし及びみやまたたびの寄主となる植物の生植物(花粉を含む。)	輸出国での無発生地域の設定・遺伝子診断等を利用した検査の実施
④新たに指定検査を要求したもの(有害動物10種、有害植物1種)		
6 <i>Bactericera cockerelli</i> (トガリキツミ科の一種)	寄主となる植物の生茎葉及び生果実	輸出国での検疫有害動物に対応した検査等の実施
7 <i>Bactericera nigricornis</i> (トガリキツミ科の一種)		
8 <i>Bactericera trigonica</i> (トガリキツミ科の一種)	寄主となる植物の生茎葉	
9 <i>Circulifer tenellus</i> (テラサエゾバ I)		
10 <i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ツユウイロホリガハ)	寄主となる植物の生植物	
11 <i>Naupactus leucoloma</i> (ツヨウリガハツリガハ)		
12 <i>Otiorynchus ovatus</i> (イナリガハツリガハ)		
13 <i>Scolytus multistriatus</i> (セダツキガハ)	にれ属植物の木材	
14 <i>Scolytus scolytus</i> (ヨロツバツリガハ)		
15 <i>Trioza apicalis</i> (トガリキツミ科の一種)	寄主となる植物の生茎葉	
18 <i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i> (糸状菌病の一種)	寄主となるにれ属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)	及び木材
⑤既定のもの		
16 <i>Phytophthora kernoviae</i>	寄主植物の葉、枝、その他部分を由来とする植物の植え込み用等に供するもの	輸出国での熱処理(71℃以上で75分間以上)の実施
17 <i>Phytophthora ramorum</i> (対象植物の見直しあり)		

【今後の行事予定】

- ~~~~~ 事務局 便り ~~~~~
- 平成 29 年 2 月 9 日 (木) 植物検疫全国研修会(東京港芝浦サービスセンター、10 時~)
 - 平成 29 年 2 月 28 日 (火) 業務企画委員会(全農 9 階会議室、14 時~)
 - 平成 29 年 3 月 15 日 (水) 第 15 回理事会(ホテル ラングウッド<日暮里>、15 時~)
 - 平成 29 年 5 月中旬(予定) 第 16 回理事会(書面決議)
 - 平成 29 年 6 月 14 日 (水) 第 17 回理事会(ホテルラングウッド、14 時~)
 - 及び第 6 回定時社員総会(同、15 時~)